

感染者の動向

感染者数/1日*

3,328人(高止まり)

累計死亡者数

4,292人

死亡者数/100万人

39人

(*9月7日~9月13日の平均) 出所: WHO



行動•活動制限

活動制限

あり ※緩和傾向

実施主体

フィリピン政府(新型コロナウイルス感染対策のための省庁横断タスクフォース = IATF)

具体的制限

・政府は3月中旬から隔離措置を適用。9月は、一部地域に比較的厳しいMECQ、マニラ首都圏と近隣のバタンガス州やブラカン州等に比較的制限の少ない隔離措置(GCQ)、その他の地域に最も緩やかな隔離措置(MGCQ)を適用している。 ※厳格さ:ECQ>MECQ>GCQ>MGCQ

日本人学校

日本人学校はオンライン授業を実施しつつ、対面授業の再開時期を模索中。現地の基礎教育は10月5日始業だが、MGCQのみ対面授業が可能。



空港再開/直行便

空港

運行中

日本からの直行便(9月運航予定)

JAL:マニラ→東京週6便(東京→マニラ週1便) ANA:マニラ→東京週8便(東京→マニラ週1便)

フィリピン航空:マニラ⇔東京、名古屋、大阪、福岡

を週1~3便、東京⇔セブを不定期運航

セブパシフィック航空:マニラ⇔東京、名古屋を再開



日本人に対する入国制限

日本人の入国

原則不可

外務省渡航情報

レベル3:渡航は止めてください。 (渡航中止勧告:感染症)

制限措置概要

- フィリピン外務省は3月19日、国籍問わず外国 人の査証(ビザ)の新規発給とビザ免除措置の一 時停止、発給済みビザ無効化を発表。
- 経済特区庁(PEZA)は6月22日以降、登録 企業が緊急かつ重要な案件で駐在員等を入国 させることを希望する場合、外務省に特例的な 入国許可を申請する際の取次及び推奨を行って いる(申請の審査結果は保証されない)。



JETRO マニラ事務所 所長 石原孝志

感染拡大防止と経済復興の両立を模索、企業への要求事項が増加

- 3月中旬から長らく厳格な広域隔離措置を施行したものの、世界各国から出稼ぎ労働者が帰国し続けるフィリピン特有の事情、検査処理件数の増加も影響し、感染拡大は増勢。
- ・ 政府は国主導の広域隔離措置から、地方自治体主導の局地的感染対策に転換し、国が 自治体をバックアップする形を志向。感染対策と経済復興の両立を実現するために、職場の 感染対策ルールが強化され、通勤交通手段の手配やソーシャルディスタンスの確保等に伴う、 企業の負担が増加している。地方自治体が独自に厳格な規制を適用する事例も見られる。



経済活動再開の状況

経済活動制限

主要規制·制限

- MECQ、GCQ、MGCQ対象地域では、製造業や主要なサービス業は、通常の人員体制の50~100%で営業可能。ただし、MECQでは公共交通が運休するほか、移動の制限も厳しい。
- ・ GCQ,MGCQ下では、店内飲食や理髪など感染リスクの高い サービスも、段階的に営業規模を拡大しつつある。展示会等の MICEやホテルはMGCQから限定的に可能。なお、隔離措置を 問わず、酒場、子供向けプレイルーム等は全面禁止。

再開基準

- 大企業、中堅企業は、従業員に通勤シャトルサービスを提供し、 感染の徴候が見られる従業員を一時隔離する部屋を設置する ことを求められる。職場ではマスクとフェイスシールドを着用、会合 や食事等で人が集まる状況を避け、雇用主は従業員の感染 状況を定期的に検査することが強く奨励されている。
- ・ 職場外で感染した従業員の隔離措置、夜間外出禁止による 残業制限等で、工場では出勤シフトを組みづらい状況。

現地経済および産業・企業の動き

- 長期の隔離措置の打撃により、政府は20年の成長率を△4.4 ~△6.6%、2021年を6.5~7.5%と予測。 有力格付機関 フィッチの20年成長率見通しは△8%(9月8日)。
- 20年7月の失業率は10%に改善(20年4月は17.7%)。
 ただし、19年7月は5.4%。
- 1~7月の輸出額は、前年同期比16.4%減。主力の電子部品に関し、業界は通年の輸出見通しを前年比26%減と予測。
- 上半期における四輪車の生産台数は前年同期比31.3%減、 新車販売台数は同51.2%減。業界団体は2020年の新車 販売台数を前年比4割減と予測。
- 法人税など企業向け税制の抜本的見直しを規定する税制改革第2弾法案は第18次議会第2通常国会で審議予定。

Copyright (C) JETRO. All rights reserved. 禁無断転載



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

【出所】ジェトロ・フィリピン日本人商工会議所アンケート(6月8日~11日)

操業状況

- 操業規制が緩和された結果、6月上旬時点で日系企業の95.6% (うち製造業95.0%、非製造業96.0%) が操業再開済み。現時点で再開していないが再開の見込みが立っている企業は2.2% (製1.0%、非3.2%)、再開の見込みが立っていない企業は2.2% (製4.0%、非0.8%)。
- 多くの日系企業は操業を再開したものの、特に製造業においては公共交通機関の キャパシティの低下やバランガイ(最小行政単位)毎の規制により、隔離措置が発動し た3月中旬以前の70~80%程度しか従業員が出勤できていない状況。

サプライチェーン、物流への影響

- 3月中旬の隔離措置発動以降、マニラ港の通関・港湾機能が低下。通関済みコンテナ滞留や空コンテナ積み上げによるマニラ港閉鎖の可能性を運輸省長官が発表するなど一時は予断を許さない状況であったが、徐々に改善。調査では、日系製造業の53%が通関機能の低下を、27.2%が海上輸送の遅延を、9.9%が海上貨物料金の上昇を指摘。
- 3月中旬の隔離措置発動直後は、バランガイ(最小行政単位)が設置した検問所を 貨物トラックが通過できない問題が発生していたが、その後フィリピン政府は検問所の 撤収を指示。調査では、日系製造業の31.7%が国内物流機能の低下を指摘。

現在抱える課題、懸念

- (業績悪化)日系製造業の71.3%、非製造業の50.4%が、4~5月の売上が前年 同期比で50%未満に低下。6~7月の売上が50%未満と見込む日系企業は、製造業 が19.8%、非製造業が34.4%と改善。
- (資金繰り) 日系製造業の45.5%、非製造業の31.2%が運転資金(留保資金) の切り崩しを実施。一方で資金繰りに陥っていないとした日系企業は製造業が44.6%、 非製造業が56.8%。
- (入国制限)回答企業の日本人駐在員の29.8%が日本に一時帰国。入国禁止措置により、帰国中の駐在員や赴任者、出張者がフィリピンに入国できない状況。
- (ビザの失効)海外で待機している外国人の入国について、フィリピン政府は引き続き IATFで対応を検討中。PEZAは入国申請を個別に支援。8月1日から長期滞在査証 (移民査証)を保持する外国人は入国を認められる。
- 首都圏、セブでは、感染対策の影響で、日本人がよく利用する病院の受入余力が低下。



現地政府の企業支援策(進出日系企業を対象に含むもの)

	経済支援策	支援概要
	工業団地賃料、公共 料金の支払猶予	フィリピン経済特区庁(PEZA)直轄の経済特区の2020年4月と 5月の賃料や電気、水道などの公共料金の支払について、支払い 猶予期間を設定。
	労働者向け補助制度	新型コロナウイルスの感染拡大を受けて柔軟な勤務形態による働き方(フレキシブルワークアレンジメント)を導入したかまたは一時操業停止となった私企業に勤務する労働者に対して一人あたり5,000ペソ支給。
	住居賃料および中小企 業の商業用の賃料支払 猶予	住居賃料および中小企業の商業用の賃料について、隔離措置を 撤廃した日または政府が業務再開を認めた日のいずれか早い方か ら30日間、利息、罰金、その他料金などなしで支払猶予期間を設 定。
	中小零細企業向け低 金利融資制度	金利0.5%、支払猶予期間は新型コロナに起因する経済危機の終息時点までとし、資本金300万ペソ以下の零細企業は1万~20万ペソ、資本金1,000万ペソ以下の中小企業は50万ペソまで貸し付ける。
	緊急対策第2弾	低所得世帯や零細中小企業、観光産業等への資金補助を予定

出所: PEZA、労働雇用省、貿易産業省、運輸省、中小企業金融公社 貿易産業省 投資委員会 (BOI) 企業支援サイト https://boi.gov.ph/covid-19-resources/



ジェトロからのお知らせ

関連サービス

- フィリピンにおける新型コロナウィルス対応状況(ジェトロウェブサイト)
 https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia/#page_ph
- ジェトロメンバーズの方に向けて、毎日、海外の政治・経済の速報記事を配信中。

お問い合わせ

(国内) 新型コロナウィルス相談窓口 TEL:03-3582-5651

> (平日9時~12時/13時~17時 (土日、祝祭日を除く))

(海外)

在フィリピン日系企業相談窓口 ジェトロ・マニラ事務所 MLA@jetro.go.jp